

# 副籍ガイド

～共に助け合う地域でのつながりをめざして～



令和4年3月  
兵庫県教育委員会

## はじめに

国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(以下「小・中学校等」という。)及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

中でも、障害のある子どもの居住地における交流及び共同学習(以下、「居住地校交流」という。)は、身近な体験活動であり、地域における障害者理解を促進させるものです。学校卒業後においても、障害のある子どもにとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子どもにとっては、障害のある人に自然に言葉をかけたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等の学習指導要領においても、子どもたちが共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、豊かな人間形成に資すると示されているところです。

また、2020年(2021年に延期)東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う、「心のバリアフリー」を実現するために、国は「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月)を取りまとめるなど、社会における取組が一層加速化しています。

本県では、これらの国の動向を踏まえ、共生社会の実現を目指して策定した「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」(平成31年3月)に基づき、特別支援学校の子どもが居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を維持・継続することや、同年代の小・中学校等の子どもと仲間意識を育み、共に学び育つ体制づくりのため、小・中学校等に副次的な学籍を置いて居住地校交流を行うという調査研究を、播磨西地域をモデルとして進めています。

このたび、その意義等を周知するため、ねらいや関係者の役割、手続きなど、副籍を設けた居住地校交流の実施に向けたガイドを新たにまとめました。

市町教育委員会や学校等におかれましては、本ガイドにより、意義、目的への理解が深まり、障害のある子どもと障害のない子どもの、学びの充実が一層図られますことを期待します。

# 目 次

1	交流及び共同学習の推進について . . . . .	1
	(1) これまでの変遷	
	(2) 他府県等の副籍の導入状況	
	(3) 本県における取組	
2	居住地校交流に関するアンケート結果より . . . . .	3
3	副籍について . . . . .	5
	(1) 副籍の定義	
	(2) 副籍の目的	
4	副籍の実施方法について . . . . .	6
	(1) 副籍の導入	
	(2) 居住地校交流の進め方	
	(3) 実施手続き	
5	副籍の実施に当たっての留意点 . . . . .	9
	(1) 特別支援学校における教育課程上の位置づけについて	
	(2) 指導・支援及び引率について	
	(3) 副籍での指導にかかる準備等について	
	(4) 公簿等の扱いについて	
	(5) 通学・送迎について	
	(6) 事故防止及び事故発生時の対応について	
	(7) 個人情報の取扱いについて	
	(8) その他	
6	副籍実施のQ & A . . . . .	11
7	姫路市における調査研究まとめ . . . . .	14
8	居住地校交流の取組例及び関係機関のスケジュール例 . . . . .	15
9	参考様式 . . . . .	28
10	参考資料 . . . . .	32

# 1 交流及び共同学習の推進について

## (1) これまでの変遷

時期	法令・学習指導要領等
平成16年	<b>障害者基本法改正(交流教育を「交流及び共同学習」とした)</b> 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を進め、相互理解の促進を規定
平成20年 平成21年	<b>学習指導要領改訂</b> 特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることを明記
平成23年	<b>障害者基本法改正</b> 障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することについて規定(第16条)
平成24年	<b>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)</b> 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することを明記
平成26年	<b>障害者の権利に関する条約の批准</b> 同条約が求めるインクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
平成29年	<b>ユニバーサルデザイン2020行動計画</b> 障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子どもたちが頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要 ※心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと
平成29年 平成31年	<b>学習指導要領の改訂(交流及び共同学習の位置づけ)</b> ・児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きてくことの大切さを学ぶ場
令和3年	<b>中央教育審議会答申</b> 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を断続的に推進したりする上でも有意義であり、その一層の普及を推進することが重要である。

## (2) 他府県等の副籍の導入状況

平成16年度、埼玉県は「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」を重点施策として掲げ、県独自の取組である「支援籍」を進めてきた。平成17年度には横浜市が「副学籍モデル校事業」を立ち上げ、平成19年度より全校展開してきた。また、東京都も都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するために平成19年度より「副籍制度」を導入してきた。(※詳細はP29を参照)

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)の交流及び共同学習の充実についての項目で、「一部の自治体で実施している居住地校に副次的な学籍を置くことについては、居住地域との結びつきを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある」と記された。

その他、長野県では「副学籍」、岐阜県や静岡県では「交流籍」という名称で取り組むなど、副次的な学籍を活用して交流及び共同学習を行うことにより、より充実した活動になる。本県においては、副次的な学籍を「副籍」と呼び、居住地校交流を推進していく。

## (3) 本県における取組

### ア 取組と成果

本県では、これまで障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、様々な交流体験活動を通して、豊かな心と社会性を養うとともに、地域への理解啓発を目的とした交流及び共同学習を進めてきた。

また、特別支援学校高等部においては、平成19年度から特別支援学校と高等学校における交流及び共同学習の調査研究に取り組むとともに、その成果として、高等学校3校に特別支援学校の分教室を設置したところである。交流及び共同学習に参加している実感や達成感を味わいながら充実した時間となるよう、様々な工夫ある取組がなされている。

### イ 課題

一方で、交流及び共同学習の意義・目的や教育課程上の位置づけが明確でないケースや、管理職や担任により対応が異なるといった声もある。また、特別支援学校に在籍している児童生徒は特別支援学校に通っている期間に居住地とのつながりが切れたり薄れたりしてしまう場合がある。特別支援学校卒業後に、地域や仲間との関係性を改めて構築していくことは簡単なことではなく、在学中の地域とのつながりをどう継続させていくのが課題である。

### ウ 現状及び今後の方向性

兵庫県特別支援教育第三次推進計画に基づき、以下のとおり進めていく。

○障害のある児童生徒が居住地との結びつきを強めるため、副籍の導入に関する調査研究を行った。(令和元年度～姫路市をモデル→播磨西地域→全県へ)

#### 【取組例】

- ・県教育委員会は、特別支援学校と居住地校との交流及び共同学習の円滑な実施に向け、先進事例を参考に、副籍に関する手続き等の導入に向けた具体的な取組を行う。
- ・市町組合教育委員会は、就学相談の際に、居住地校交流の意義や目的、副籍等について、学校、保護者等へ理解の促進を図る。

## 2 居住地校交流に関するアンケート結果より

居住地校交流の実施状況を把握するため、平成30年度に小中学部を設置する県立特別支援学校22校を対象にアンケートを実施し、その結果の一部を以下にまとめた。

### (1) 実施状況について

	対象となる 居住地校数	在籍児童 生徒数(A)	参加児童 生徒数(B)	交流を実施した児童 生徒数の割合(B)/(A)	交流実施のべ 回数(C)	一人当たりの 回数(C)/(B)
小学部	231校	824名	378名	45.9%	791回	2.1回
中学部	99校	779名	139名	17.8%	329回	2.4回

### (2) 教育課程上の位置付けと内容例（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科(国語、理科、音楽、体育等)、給食の時間、清掃の時間</li> <li>・生活単元学習(収穫したじゃがいもの調理等)</li> <li>・特別活動(手話を用いた自己紹介、手話歌等)</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科(音楽、体育等)、総合的な学習の時間、特別活動 等</li> </ul>

### (3) 事前打合せの内容例（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程や活動内容、特別支援学校児童生徒の実態や特性(得意な分野、好きな活動、苦手な分野、本人や保護者の願い、配慮事項、具体的な支援方法)</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校児童生徒の様子、居住地校での事前学習の内容</li> <li>・安全確保のための留意点</li> </ul>

### (4) 事前指導の内容例（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校の児童に対して、特別支援学校児童の様子等について知る機会をつくり、一緒に活動できる内容を居住地校の児童に考えさせた。</li> <li>・居住地校の児童に対して、聞こえにくさや簡単な手話等について学習した。</li> <li>・特別支援学校の児童に対して、居住地校の場所や道具を撮影した視覚支援カードや、学習予定カード等を用いて事前学習を行った。</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校の生徒に対して、特別支援学校生徒への関わり方を伝えた。</li> <li>・居住地校からの依頼があれば、特別支援教育コーディネーターが居住地校教員向けや生徒向けの啓発を行った。</li> </ul>

### (5) 事後指導の内容例（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校において、手話歌や手話のあいさつなどの学習や、特別支援学校児童とのコミュニケーション方法についての講話を行った。</li> <li>・居住地校が、特別支援学校に対して、居住地校の行事予定を紹介したり、居住地校児童が書いた手紙を送付したりした。</li> <li>・特別支援学校において、居住地校からの手紙に対して、お礼カードを作成した。</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校が、居住地校に対して、行事への参加を呼び掛ける手紙を作成した。</li> <li>・特別支援学校の生徒に対して、活動における目標のふり返りを行うとともに、次回の交流活動の目標を考えた。</li> </ul>

## (6) 特別支援学校児童生徒における成果（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学部から毎年参加することで、地域の児童や保護者とつながることができた。また、家庭で地域の児童と遊ぶ機会が増えた。</li> <li>・居住地校交流の回数を重ねるごとに声を掛ける地域の児童が増え、特別支援学校児童やその保護者が喜んでいる。</li> <li>・大勢の児童と一緒に活動を行うため、少人数だけでは味わえない様々な経験をすることができた。</li> <li>・同年代の児童同士が交流を行うことによって、特別支援学校児童が刺激を受け、意欲的に活動に取り組むことができた。</li> <li>・特別支援学校児童から積極的に関わろうとしたり、居住地校児童の話しかけに自分の言葉で返したりする姿が見られるようになった。</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の回数を重ねることによって、生徒同士の関わり方に広がりや深まりが見られた。</li> <li>・「地域での余暇活動に参加したときや家族で買い物に出かけたときに、地域の生徒から声を掛けてもらった」と保護者からの報告があった。</li> <li>・地域の生徒と一緒に学習することを通して、多くの刺激を受けるようになり、自ら意欲的に学習に取り組むようになった。</li> <li>・小学校では不登校だったため、同世代の生徒と関わることを避ける傾向にあったが、居住地校交流を重ねることによって、自分から同世代の生徒に関わっていく姿が見られるようになった。</li> <li>・メールのやり取りや修学旅行のお土産の交換等、間接的な交流が継続していた。</li> </ul>

## (7) 課題（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校から、聴覚障害がどのような障害か分からないため、毎回、教員の引率希望がある。また、学校によっては、保護者の付添いが負担になっているところもある。</li> <li>・居住地校教員の居住地交流や特別支援教育に対する理解の度合いによって、居住地校の受け入れ態勢や交流内容に差が出る。</li> <li>・特別支援学校児童が、「聞こえなかった」「分からなかった」ということを曖昧にしており、もう一度聞き返す経験を積ませる必要がある。</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校、居住地校ともに、学校行事や授業等で忙しい中での交流となってしまうている。居住地校に負担がかからないよう、回数や内容について検討していく必要がある。</li> <li>・特別支援学校生徒とその保護者の間で居住地校交流に対する意識の差がある（特別支援学校生徒は行きたくない、その保護者は行かせたい）。小学部のときと比べ、意識が変化している。</li> </ul>

## (8) 意見（主なもの）

小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校交流を実施することが目的ではなく、居住地校交流を通して児童同士の関わり合いや、地域との関わり方を築き上げる必要がある。</li> <li>・事前、事後の打合せの充実だけでなく、両校の児童が学習を積み上げられるように情報を共有し、引き継げるような仕組みを作る必要がある。</li> <li>・居住地校の教員が、自校の児童に何を学ばせたいのか、どのように接するようになればよいのかなど、目的や方法を明確にしたうえで居住地校交流を実施する必要がある。</li> </ul>
中学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地校によって交流への理解や熱意が異なったり、居住地校の行事が多く計画を立てにくかったりする。どの居住地校にもスムーズに受け入れてもらえるようにする必要がある。</li> <li>・昨年度は部活動の交流を居住地校と実施したが、今年度は交流の機会をつくれなかった。来年度に向けて効果的な交流の方法を探っていきたい。</li> <li>・中学生になると学習の習熟度に大きな差ができてしまい、交流内容の精選が必要である。</li> </ul>



### 3 副籍について

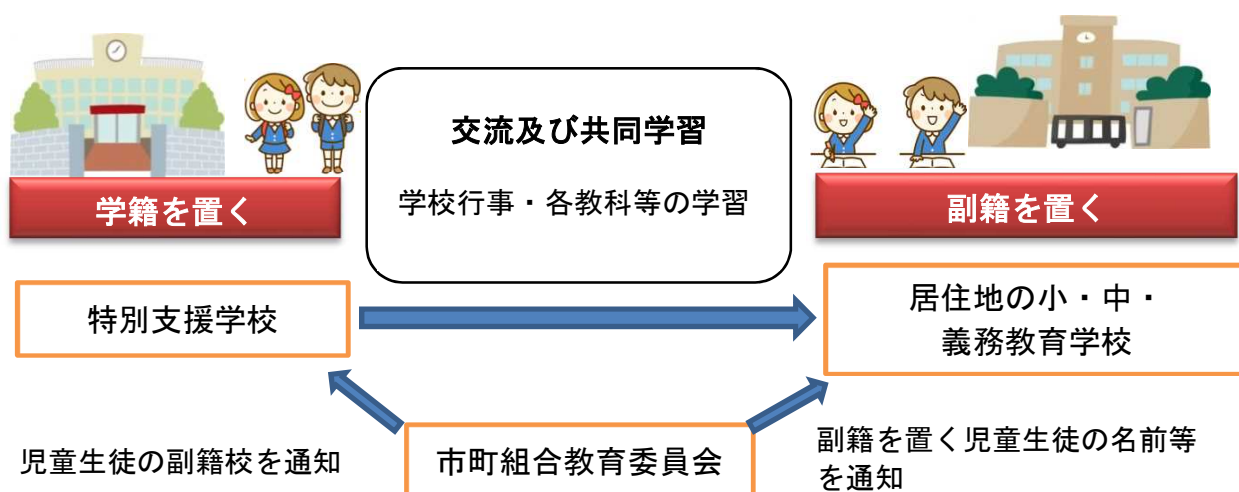
#### (1) 副籍の定義

##### 副籍とは？

特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組み。

#### (2) 副籍の目的

- ア 日頃から身近に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と障害のない人が交流及び共同学習を通じて、相互理解を深め、互いに支えながら共に暮らす共生社会の実現をめざす。
- イ 障害のある児童生徒にとって、共に助け合って生きていく力となり、活動に積極的に参加していく力を身に付けることができるとともに、特別支援学校在籍中においても居住地とのつながりを維持・継続できる。
- ウ 障害のない児童生徒にとって、交流及び共同学習という体験活動を通じて、感性として心のバリアフリーを身に付け、共生社会の担い手となるために必要な資質を体得することができる。



※学籍とは、その学校の児童生徒であることを示す籍のこと。

※特別支援学校在籍児童生徒は、特別支援学校に正式な学籍があるため、副籍によって特別支援学校と小・中・義務教育学校に二重学籍を設けるものではない。



## これまでの居住地校交流

- 目的：・共に助け合って生きていく力となり、社会参加につながる。  
・「心のバリアフリー」を育む。
- 方法：・特別支援学校が特別支援学校在籍児童生徒の居住地である小・中学校等で交流及び共同学習を行う。
- 手続き：・入学後に特別支援学校が相談の中で、保護者との意思確認を行う。  
・特別支援学校が小・中学校等に説明し、承諾を得る。

## 副籍の導入

## これからの居住地校交流

- 目的：・共に助け合って生きていく力となり、社会参加につながる。  
・「心のバリアフリー」を育む。
- 方法：・教育委員会が「特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校等に副籍を置き、地域とのつながりの維持・継続を図る仕組み」を構築する。
- 手続き：・就学前等の教育相談において、保護者との意思確認を行う。  
(入学後も希望があれば、保護者との意思確認を行うことができる。)  
・交流及び共同学習の組織的かつ円滑な実施について、教育委員会が手続きを整備する。

## 4 副籍の実施方法について

### (1) 副籍の導入

- ア 特別支援学校小中学部に在籍するすべての児童生徒を対象とし、その居住地校である小・中、義務教育学校(以下、「副籍校」という。)に副籍を置く。そして、児童生徒と保護者が副籍校での交流を希望した場合に居住地校交流を実施する。
- イ 児童生徒本人、保護者、教職員等の居住地校交流に対する意識を高め、教育効果を上げるために、副籍校に副籍を置くこととする。
- ウ 副籍は、通常の学級に置くことを基本とし、児童生徒の教育的ニーズや保護者・本人の意向、特別支援学校並びに副籍校の意見を踏まえて決定する。また、交流方法及び内容についても同様に決定する。交流及び共同学習の趣旨に鑑み、居住地校交流は、通常の学級と行うことが望ましい。
- エ 病気治療等のために一時的に入院し、特別支援学校に転学をして教育を受けている児童生徒については、退院もしくは健康が回復した際には前籍校に復学することを前提としているため、副籍を置く児童生徒の対象ではない。

## (2) 居住地校交流の進め方

ア 特別支援学校は、在籍する児童生徒及び保護者の居住地校交流に対する教育的ニーズを的確に把握し、副籍校と情報の共有を図る。

イ 居住地校交流の具体的な取組には、「直接交流」と「間接交流」がある。

「直接交流」:特別支援学校在籍児童生徒が、直接、副籍校に出かけたり、オンラインシステム等を使用したりして、副籍校が通常行っている教科等の授業を共に学ぶ、様々な学校行事等と一緒に参加する等。

「間接交流」:学校だより、学級だより、作品、プロフィール、手紙、ビデオの交換等を行う。

## (3) 実施手続き

ア 新入生の場合

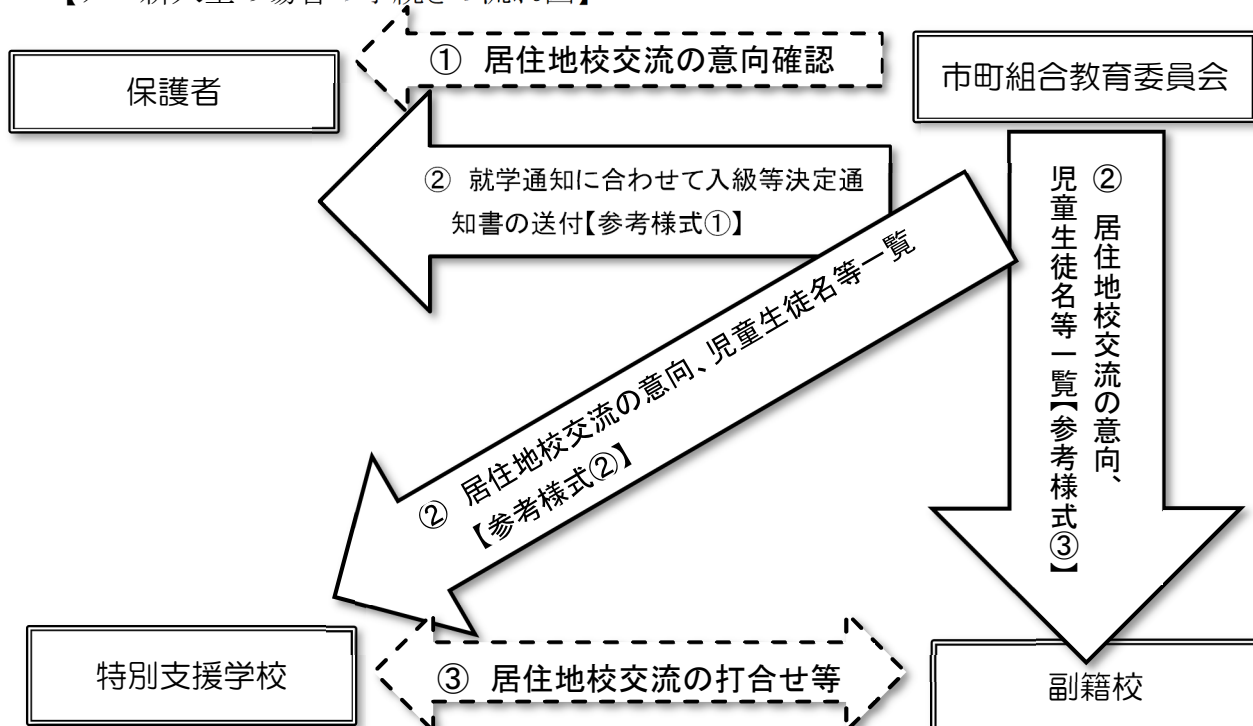
① 市町組合教育委員会は、就学相談の中で保護者に対し、特別支援学校への就学の意思を確認した後に、副籍制度について説明するとともに、居住地校交流についての意向を聞き取る。

② 市町組合教育委員会は、就学通知に合わせて保護者に対し、副籍校を記載した入級等決定通知書【参考様式①】を送付する。また、特別支援学校に対しては、在籍児童生徒名、副籍校名、居住地校交流の意向等の一覧【参考様式②】を送付するとともに、副籍校に対しては、副籍のある児童生徒名、在籍特別支援学校名、居住地校交流の意向等の一覧【参考様式③】を通知する。

なお、居住地校交流を希望しない児童生徒の個人情報等の取扱いについては十分に配慮すること。

③ 特別支援学校と副籍校は連絡を取り合い、児童生徒に関する情報共有を図るとともに、充実した居住地校交流に向けた具体的な打合せを行う。

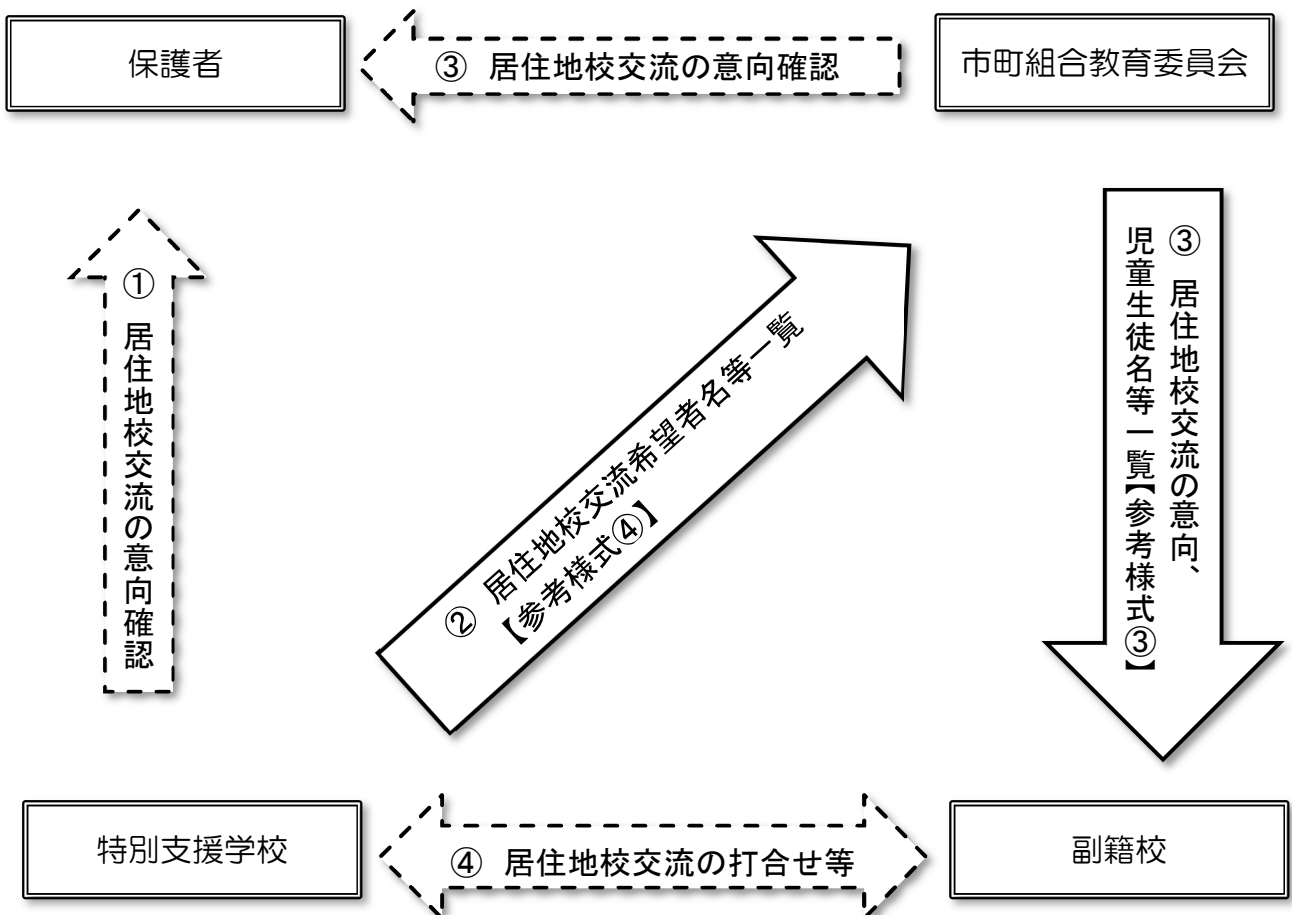
### 【ア 新入生の場合の手続きの流れ図】



イ 在校生の場合(自校進学者も含む)

- ① 特別支援学校は、保護者に対し、次年度の居住地校交流についての意向を聞き取る。  
※現在、居住地校交流を実施していない保護者に対しても意思確認を行う。
- ② 特別支援学校は、市町組合教育委員会に対し、次年度の居住地校交流希望者名等一覧【参考様式④】を送付する。
- ③ 市町組合教育委員会は、保護者に対し、当該年度の居住地校交流についての意向を確認する。また、副籍校に対しては、副籍のある児童生徒名、在籍特別支援学校名、居住地校交流の意向等の一覧【参考様式③】を通知する。  
なお、居住地校交流を希望しない児童生徒の個人情報等の取扱いについては十分に配慮すること。
- ④ 特別支援学校と副籍校は連絡を取り合い、児童生徒に関する情報共有を図るとともに、充実した居住地校交流に向けた具体的な打合せを行う。また、保護者が年度当初に居住地校交流を希望していなかったが、年度途中で新たに希望する場合については、保護者と十分に話し合い、特別支援学校は市町組合教育委員会と副籍校に連絡する。

【イ 在校生の場合の手続きの流れ図】



## 5 副籍の実施に当たっての留意点

### (1) 特別支援学校における教育課程上の位置付けについて

交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等の授業において行うことができる。児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を実施するために、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいて計画的に実施し、適切な評価を行う。

### (2) 指導・支援及び引率について

交流及び共同学習における指導については、特別支援学校と副籍校とが事前に打合せを行い、連携協力しながら指導・支援するものとし、具体的な支援の方法についても両校においてよく相談することとする。その際、安全面に配慮しながら、過度の介入により児童生徒同士の交流を妨げることをないようにする。

引率については特別支援学校教員あるいは保護者等が行うこととする。年間複数回の居住地校交流を実施する場合には、特別支援学校、副籍校、保護者の協議・合意の上、安全が確保できると判断した場合、その実施の一部において特別支援学校教員が引率しないことも可とする。その際は、引率計画も作成する。

また、医療的ケアの必要な特別支援学校在籍児童生徒が、直接的な交流を行う場合は、主治医等の判断を仰ぎ、助言指導を受けた上で、原則保護者が医療的ケアを実施するものとし、必要なことはその都度協議するものとする。

### (3) 副籍校での指導にかかる準備等について

#### ア 机・椅子等について

交流及び共同学習の実施に必要となる副籍校での机や椅子、靴箱等については、副籍校が用意する。

机や椅子等を常に交流学級の教室に置いておくことによって、特別支援学校在籍児童生徒に対する副籍校児童生徒の関心が高まったり、特別支援学校在籍児童生徒自身も副籍校への所属意識が高まったりする効果がある。ただし、副籍校や交流学級の実情に応じて、十分な打合せを行い、保護者の希望を確認の上無理のない範囲で対応する。

#### イ 教科書について

特別支援学校在籍児童生徒が副籍校で交流及び共同学習として教科の学習を行う際、特別支援学校と副籍校との教科書が異なる場合がある。教科書を用いる必要が生じた際には、事前に副籍校と協議し、適切に対応するものとする。

#### ウ 給食について

特別支援学校在籍児童生徒が副籍校で給食をとる場合は、事前に、特別支援学校と副籍校との間で協議をする。その際、特別な対応が必要な時は、保護者が対応することを原則とする。また、費用については保護者負担とする。

#### エ クラス名簿等について

副籍校や交流学級の実情に応じて両校で相談を行い、無理のない範囲で対応する。

#### (4) 公簿等の扱いについて

##### ア 指導要録について

特別支援学校は、様式2(指導に関する記録)において、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に副籍校及び実施状況について記載する。

##### イ 出席簿について

居住地校交流は、特別支援学校の教育課程に基づいて実施されるものであるため、原則として特別支援学校において、出席簿は出席扱いとし、出席日数に含めるものとする。

ただし、特別支援学校の休業日に居住地校交流を行った場合は、特別支援学校の学校行事として扱うことはできないため、休業日と休業日の振替は行わず、授業日数、出席日数には含めないものとする。

##### ウ 副籍校での文書の取扱いについて

当該児童生徒は、副籍校に正式な籍があるわけではないため、指導要録や出席簿は作成しない。また、副籍に関する書類等は、個人情報の取扱いに留意して管理する。

#### (5) 通学・送迎について

通学の取扱いについては、居住地校交流は特別支援学校の教育課程に基づいて実施されるものであるため、特別支援学校の管理下として取り扱うものとする。

自宅から副籍校への送迎については、原則として保護者が行うものとする。また、特別支援学校から副籍校への送迎については、原則として保護者が行う。又は、特別支援学校教員が徒歩あるいは公共の交通機関を利用し、引率を行うものとする。ただし、保護者の責任において、ボランティア等が送迎を行うことも可能とする。その際、保護者は、事前にその旨を特別支援学校及び副籍校に知らせ、了解を得ておく。

#### (6) 事故防止及び事故発生時の対応について

事故防止に当たっては、特別支援学校と副籍校との連絡を密に行い、児童生徒の健康安全及び施設設備の安全確保を十分に行うものとする。万一、事故の際には、応急処置については副籍校で対応するが、その後の対応や事故報告、日本スポーツ振興センター災害給付等の手続きについては、特別支援学校で対応するものとする。

なお、実施に当たっては、特別支援学校の教育課程に適切に位置付けるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成はもちろんのこと、副籍校における実施計画を作成する。こうした場合、日本スポーツ振興センターの定める「学校管理下」に該当する。

また、副籍校における直接的な交流を希望する特別支援学校の児童生徒にあっては、日本スポーツ振興センターにおいて対応できない加害行為、器物破損等に備え、保険に加入することが望ましい。

#### (7) 個人情報の取扱いについて

打合せ等で活用する参考様式や個別の教育支援計画などの個人情報については、原則、文書の受け渡しをしない。学校間において、個人情報を含む内容を提供する際には、必ず保護者の了解を得た範囲に限り提供するものとする。



## (8) その他

直接交流を予定した日に、急遽、欠席する場合は、原則として保護者が特別支援学校に連絡し、特別支援学校を通して副籍校に連絡するものとする。

## 6 副籍実施のQ & A

Q1 就学相談の時には、まだ居住地校交流の有無について決められないと保護者が考えている場合はどのようにしたらよいですか。

A1 市町組合教育委員会は継続して相談をしますが、入学までに決まらなかった場合、入学後は特別支援学校が相談を引き継ぎます。保護者の意向が確認できた時点で市町組合教育委員会に報告し、居住地校交流の手続きを進めます。(P8参照)

Q2 特別支援学校の児童生徒が、直接交流として副籍校の授業に参加する場合の標準的な時数はありますか。

A2 標準的な時数はありません。

在籍校は特別支援学校となりますので、特別支援学校の教育課程の実施に支障のない範囲で計画・実施する必要があります。

Q3 直接交流の対象となる特別支援学校の児童生徒についての考えはありますか。

A3 次の3点を満たしていることが望ましいと考えます。

- (1) 特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒のうち、本人・保護者の希望をもとに、必要に応じて主治医等に相談し、交流参加が可能な者。
- (2) 市町組合教育委員会を通じた手続きが行われた者
- (3) 交流に関わる送迎や、授業中の支援について、保護者又は保護者に代わる者の付添いが可能な者

Q4 保護者の責任においてボランティア等を手配すれば、保護者は全く送迎や引率をしなくてもよいのでしょうか。

A4 保護者が送迎や引率を全くしないということは望ましい状況ではありません。

少なくとも、最初の交流日には保護者が送迎や引率を行い、副籍校の様子等を把握しておく必要があると考えます

Q5 副籍校が実施する遠足等の行事に参加することは可能ですか。

A5 校内における居住地校交流を基本としています。

しかしながら、参加が可能と関係者で判断された場合には、特別支援学校と副籍校とが十分な事前打合せを行い、保護者の責任の下、安全に留意する必要があります。なお、泊を伴う行事への参加は想定していません。



**Q6 居住地校交流をより充実した内容にするには、こういったことに注意しておく必要がありますか。**

A6 重要なことは、学校間の事前の打合せです。

居住地校交流の実施に当たっては、学校の教員、児童生徒、保護者など当該活動にかかわる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切です。特に、両校の教員が話し合う機会を計画的に確保することが重要です。そこで、活動の意義やねらい、両校の教育の実際や障害のある児童生徒への接し方等についての関係者の共通理解を図ります。また、事前指導や事後指導を行ったり、活動のねらいの達成状況等を適正に評価したりすることで、さらに居住地校交流が充実していきます。

文部科学省は平成31年3月に「交流及び共同学習ガイド」を改訂されていますので、参考にしてください。

(参考URL [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm))

**Q7 以前、暮らしていた地域の学校に副籍を置いて、居住地校交流をすることはできますか。**

A7 原則、現在居住する地域の学校に副籍を置くこととなります。ただし、副籍のない例えば、以前居住していた地域の学校と交流することは可能ですので、本人、保護者、学校で連絡・調整を図り、実施を検討してください。

**Q8 転居等で居住地が変更になった場合の副籍の手続きについて。**

A8 市町組合教育委員会から就学先変更の通知に併せて、副籍校の通知が保護者に届きます。また、市町組合教育委員会から副籍校、特別支援学校にも副籍対象児童生徒に関する連絡が入ります。

**Q9 副籍の導入スケジュールはどのように進めていきますか。**

A9 令和2年度に、姫路市に在住する小学部1年生と中学部1年生を対象としてモデル実施をしました。令和4年度には播磨西地域で実施し(令和3年度周知)、令和5年度は、全県で実施(令和4年度周知)します。

副籍を導入する学年は毎年、小・中学部新生を対象に副籍校に通知しますので、しばらく上級生には副学籍がありませんが、副籍がなければ居住地校交流ができないというものではありません。また、市町組合教育委員会の体制が許せば、在校する全学年の児童生徒に副籍校を通知することも可能です。市町・地域の実情に応じて特別支援学校、近隣市町組合教育委員会、小中学校と共通理解の下、副籍の導入を進めてください。



Q10 副籍の導入により、地域の小中学校において期待される教育効果は何ですか。

A10 多様性の尊重、思いやり、助け合い等の道德性を、身近にいる同年代の障害のある子どもとの交流・体験活動を通して学齢期から育てていくことができます。このことが、大人になってからの地域を支える心豊かな人づくりに繋がるのが期待されます。



休み時間の様子(中学校生徒と中学部生徒)

## 7 姫路市における調査研究まとめ（令和元～2年度）

### (1) 姫路市教育委員会の取組

#### (ア) 成果

- ・ 居住地校交流の希望確認にかかる一定の書式や手続きの構築ができた。
- ・ 各校への一人一台端末の整備やWEB会議システムを導入することで、オンラインシステムを活用した学校間の打合せや居住地校交流の実施を続けることが可能となった。

#### (イ) 課題

- ・ 中学校段階での居住地校交流の希望者の減少に対しての方策、手立ての構築が難しい。
- ・ 各学校や担任間の認識の差が大きいため、副籍の実施方法やスケジュール、指導、支援及び引率等の説明の際に活用できる共通した資料等があるとよい。

### (2) 姫路市立小・中学校の取組

#### (ア) 成果

- ・ 特別支援学校に就学する前に居住地校において就学前の面談をすることで、居住地校交流の意思確認をすることができた。
- ・ 居住地校に副籍が通知されることで、「校区の子どもでもある」という認識を持つことに繋がった。

#### (イ) 課題

- ・ 各校による就学前の面談の内容や対応等に差があるため、副籍の説明や副籍を導入した居住地校交流に当たっての留意点等についてガイド等を活用して確認していく必要がある。

### (3) 特別支援学校における取組

#### (ア) 成果

- ・ オンラインシステム等の整備が進んだことで、コロナ禍であっても事前の打合せ等が可能になり、居住地校交流が充実した。
- ・ 副籍が導入されたことで、居住地校の受入体制がより進んだ。居住地校で机や椅子、棚、靴箱等が用意され、事前に本校の児童について紹介をする等、丁寧な事前学習が行われた。

#### (イ) 課題

- ・ オンラインシステムを活用するための接続環境等が整っていない場合がある。
- ・ 保護者の希望と本人の希望が一致しない場合があり、居住地校交流の意義を再度確認し、理解促進していく必要がある。

### (4) 副籍導入により期待される効果

- ・ 特別支援学校児童生徒と居住地校児童生徒との関わりが深まり、お互いをより知ることができるようになり、特別支援学校児童生徒が地域行事に参加しやすくなったり、災害時においてお互いが助け合ったりすることができるようになる。
- ・ 居住地校交流に対する教員の理解が高まり、交流活動の活性化につながるようになる。
- ・ 副籍校において、同じ地域に住む特別支援学校に通う友だちがいることがわかる。副籍校の児童には、本児はもちろん障害についての知識を得て、接し方等を考えようとする契機になる。
- ・ 特別支援学校児童には、多くの児童と接し、遊んだり学習したりしながら新たな体験を得ることができ、特別支援学校職員には、本児及び障害をより理解してもらえるような説明や紹介のプレゼン準備を工夫することで、ノウハウが蓄積される。

## 8 居住地校交流の取組例及び関係機関のスケジュール例

### <事例① 知的障害（小学部1年）授業場面（学級活動）>

#### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数:2回(9月、10月)

対象:小学校1年生

(副籍校の特別支援学級・通常学級)

#### 2. 副籍校との事前の打合せ内容

- ・居住地校交流への保護者や本人の希望、児童の障害特性や実態の共通理解。
- ・コロナ禍を踏まえた交流内容の検討。
- ・交流を実施するための条件整備(教材教具・時間帯・安全確保のための留意点など)の確認。

#### 3. 事前指導の内容

##### 特別支援学校

- ・交流場所や活動の流れを家庭と連携して写真等で確認をする。
- ・自己紹介の練習。

##### 副籍校

- ・特別支援学校の児童の好きなことをクラスの児童に伝える。
- ・両校の児童が楽しく活動できる係活動などを用意する。

#### 4. 活動の具体例

##### (1) 交流活動のねらい

##### 特別支援学校

- ・本児と保護者が居住地校に親しむと共に同学年の児童と関わり興味関心を広げる。

##### 副籍校

- ・楽しい時間を共有し、お互いを知る。

##### (2) 活動の具体(内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等)

- ・両校の児童の自己紹介、リズム遊び、いろんな曲でまねっこ遊び。
- ・自己紹介では、副籍校の児童が一人一人本児の前まで来て、名前とプレゼントを手

渡してくれる場面があったが、一度に5名の児童が本児に近づいたことに驚く姿見られた。

- ・リズム遊びでは、画面に映し出される足跡や周りの児童をよく見て、動こうとする姿が見られた。また、見本を示す係に挑戦することができた。

#### 5. 事後指導の内容

##### 特別支援学校

- ・交流時の写真を見ながら振り返る。
- ・副籍校に写真入りの手紙を作成し、送る。

##### 副籍校

- ・特別支援学校の児童から届いた手紙を読んで掲示した。
- ・1年の振り返りでも交流について触れる。

#### 6. 成果と課題

##### 【成果】

- ・初回の交流を特別支援学級と行い、まずは小集団での交流を通して、副籍校に安心感を持つ段階を踏んだ。そのことにより通常の学級との交流へスムーズに参加することができた。
- ・本児は就学前、他の地域で暮らしていたため、居住地校交流が地域の児童との貴重な交流の機会となった。

##### 【課題】

- ・本児の苦手な場面での表現方法を副籍校の児童に伝えておく必要があった。
- ・活動により見通しを持つ上で、使用する音楽を事前に共有できるとよい。

##### まねっこ遊び





## <事例② 知的障害（小学部1年）授業場面（特別活動）>

### 1. 年間での実施回数と交流活動の対象

回数:1回(1日で2つの学級と交流)

対象:通常の学級及び特別支援学級

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・居住地校交流に対する保護者の思いと交流の持ち方(通常の学級とも特別支援学級とも交流を持ちたい)の確認。
- ・本児の特性や実態をもとに交流する内容を検討。

### 3. 事前指導の内容

#### 特別支援学校

- ・保護者とも連携し、家庭と学校で本児に写真等を用いて、「お母さんと先生と一緒に〇〇小学校へ行くよ」と説明。

#### 副籍校

- ・通常学級と特別支援学級において、本児が交流に来ることと本児の実態や配慮事項などについて説明。副籍校では、学年当初から本児のことを学級児童に説明。

### 4. 活動の具体例

#### 特別支援学級

##### ラジオ体操

- ・あいさつ、自己紹介、担任からの紹介、クイズ(本児が掲示物を使って正解を知らせる)
- ・ゲーム(早めくりオセロ、魚釣り、紙コップでタワーづくり競争、ボウリング)
- ・入室した当初は緊張している様子であったが、ゲームが始まると徐々にリラックスした表情になり、学級の児童たちとオセロや魚釣りを楽しめるようになった。ゲームのルールは、特別支援学級の教員や上級生、母などからアドバイスをもらい少しずつ理解することができた。ボウリングの際にはピンを並べたりボールを返したりするお手伝いもできていた。

#### 通常学級

- ・本児の名前ラベルの貼ってある机と椅子を使用。
- ・前に出て、あいさつ、担任からの紹介、クイズ、保護者(母)からの話。
- ・スムーズに入室することができ、着席もできた。その後、みんなの前に出て担任と

もに掲示物を使いながら特別支援学校やスクールバスのことを紹介した。自分のことに関するクイズを出して正解を言ったり、好きなものについて話したりすることもできた。保護者も副籍校の児童たちに対し、本児が苦手なことや好きなこと、これからも仲良くしてほしいことなどを話してくださった。交流終了後は「〇〇小、楽しかった」と笑顔で話した。数日経ってから「水曜日、〇〇小に行ったね。お母さんと先生に行ったね」と思い出して話すことが度々あった。

### 5. 事後指導の内容

#### 特別支援学校・副籍校

- ・児童と一緒に居住地校交流について振り返り、次回の交流につながるよう指導。

### 6. 成果と課題

#### 【成果】

- ・特別支援学級と通常学級の両方の学級と交流し、各々の学級の雰囲気を知ることができた。両学級の児童たちも本児との交流を歓迎し、一緒にゲームをしたり話を聞いたりしてくれて、本児、保護者、担任ともに、今後も交流を行っていきたいと感じることができた。
- ・相手校は、本児の副籍校であるという意識をきちんと持っておられ、管理職、学級担任と共に交流の機会を大切にしたいと考えておられると感じることができた。

#### 【課題】

- ・保護者は当初、特別支援学級と主に交流したいと考えておられた。副籍校は、通常学級と主に交流するものと考えておられたこともあり、今後の交流の在り方については双方の考えを尊重しつつ検討していく。



(掲示物)紹介時に使用

### <事例③ 知的障害（小学部2年）授業場面（特別活動）>

#### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数:3回(7月、12月、1月)

対象:小学2年生(通常学級)

#### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・本児の特性や実態(好きな学習や苦手な学習、既習事項等)についての共通理解。
- ・居住地校交流に対する保護者の思いや願いについての確認。

#### 3. 事前指導の内容

特別支援学校

- ・全体の場での挨拶の練習。

副籍校

- ・本児の実態や関わり方について確認。

#### 4. 活動の具体例

##### (1) 交流活動のねらい

特別支援学校

- ・副籍校での授業の雰囲気を受けたり、一緒に遊んだりする。

副籍校

- ・本児が地域に住んでいることを知るとともに、障害のある児童との関わりを通じて、障害のある人への理解を深める。

##### (2) 活動の具体(内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等)

- ・特別活動のスライムづくりでは、副籍校児童や教員とコミュニケーションをとりながら活動することができた。中間休みでは、保護者や担任から離れて、副籍校児童と一緒にアリヤカミキリムシを見せ合う様子が見られた。
- ・特別活動でパソコンを使いながら、副籍校児童と一緒にクリックしたりカーソルをドロップさせたりすることができた。キャラクターが大きくなると、自分から「先生」と副籍校教員を呼び、キャラクターが変化した感動を伝えていた。
- ・外国語活動ではABCソングの歌唱や指

示された色カードを踏むゲーム、ALT教員へ質問する活動を行った。ALT教員から「Hello」と声を掛けられると「ハロハロ」と答えたり、「Stand up」の指示があると周囲の様子を見て自分から立ち上がった。また、ALT教員への質問では特別支援学校教員と一緒に「好きな日本の食べ物は何ですか」と質問することができた。

#### 5. 事後指導の内容

特別支援学校・副籍校

- ・児童と一緒に交流活動の様子を振り返り、次回の交流につながるよう指導。

#### 6. 成果と課題

##### 【成果】

- ・特別支援学校では、体験できない授業を体験することができた。また、周囲の児童の言葉かけや様子を見て授業に参加できた。

##### 【課題】

- ・副籍校児童に、特別支援学校や本児について知ってもらうための時間設定を十分に行うと、より充実すると考えられる。



ALT との交流



## <事例④ 知的障害（小学部3年）授業場面（特別活動）・日常生活場面>

### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数:2回(11月、2月)

対象:小学3年生(学年全体)

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・保護者が記載した資料をもとに配慮事項の確認。
- ・本児及び副籍校児童の実態や昨年度の交流の様子をもとに活動内容の検討。

### 3. 事前指導の内容

#### 特別支援学校

- ・クイズ形式で行う自己紹介や特別支援学校の紹介の練習(授業の様子を写真で説明する、学習したことを披露する)。

#### 副籍校

- ・本児への配慮事項(大きな音が苦手、コミュニケーションの方法など)について副籍校教員が副籍校児童に説明。

### 4. 活動の具体例

#### (1) 交流活動のねらい

#### 特別支援学校

- ・児童の経験を広げ、豊かな人間性・社会性を養い、人と関わる力を育成する。

#### 副籍校

- ・障害のある児童に対する理解・啓発を促し、児童が地域で生きる生活基盤を築く。

#### (2) 活動の具体(内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等)

- ・自己紹介や特別支援学校の紹介(好きな食べ物等の本児に関するクイズ、特別支援学校に通っている人数やバスの紹介等)。副籍校児童がクイズに答え、本児が正解・不正解を「○×」で発表。副籍校児童は、興味をもって積極的に手を挙げたり質問したりして、特別支援学校児童も自分のことを言葉で伝えようとする様子が見られた。また、練習してきたボールつきを披露し、たくさん拍手をもらって嬉しそうであった。
- ・合同体育の授業で縄跳びの活動。最初は個人練習という形で、本児も一人で練習に取り組んだ。あやとびや交差とびでは、上手にできている副籍校児童の様子を見て「すごい、がんばれ」と応援した。その後、個人戦とクラス対抗のしっぽりに参加。運動場

を駆け回り同じグループの児童と勝敗を意識しながら一緒にゲームを楽しんだ。

- ・給食の時間、ランチルームで副籍校児童と一緒に食べた。自分の分を配膳したり、おかわりの仕方を自分で聞いたり、後片付けも副籍校児童と一緒にいった。
- ・掃除の時間、副籍校児童に担当の場所を教えてもらい、掃き掃除を一緒にいった。掃除が終了すると、運動場の遊具で遊んだりかけっこをしたりして楽しんだ。本児は、何かに夢中になると不適切な言葉を発してしまうこともあったが、副籍校児童は過剰に反応せず、時間をおいて声をかける様子も見られた。

### 5. 事後指導の内容

#### 特別支援学校・副籍校

- ・児童と一緒に交流活動の様子を振り返り、次の交流につながるよう指導。

### 6. 成果と課題

#### 【成果】

- ・本児は交流を積み重ねているため、副籍校教員に対して自ら挨拶をしたり、副籍校児童の輪の中にスムーズに入ったりして元気に活動することができた。まだ本児が緊張している様子も見られるが、副籍校児童からの話しかけに応じたり質問したりして、コミュニケーションをとる場面が増えてきた。

#### 【課題】

- ・本児が高学年の授業に参加することへの不安感があるため、今後、交流形態や内容の検討が必要となる。



縄跳び

## <事例⑤ 聴覚障害（小学部5年）授業場面（体育）>

### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数:3回(6月、11月、2月)

対象:小学5年生(学年全体)、特別支援  
学級

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・児童の特性、聴覚障害についての配慮。
- ・教科の指導内容、持ち物について。
- ・引率教師の支援、保護者の参観、食物アレルギーについて。

### 3. 事前指導の内容

特別支援学校

- ・自己紹介の内容を画用紙にまとめ、発表の練習。

副籍校

- ・聴覚障害のある児童への配慮や楽しく交流するための準備について説明。

### 4. 活動の具体例

#### (1) 交流活動のねらい

特別支援学校

- ・多くの児童との交流により、社会性を身に付ける。
- ・聴覚障害に対する啓発を行う。

副籍校

- ・聴覚障害のある児童とふれあったり、支援の方法を知ったりする。

#### (2) 活動の具体(内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等)

- ・マット運動では、副籍校児童の演技を見ながら一緒に活動することができた。自分の番が終わると、マットを整えたり、手を挙げて順番を促したりすることができた。
- ・ハードル走では、ミニハードルを使って足を上げる練習をした。ハードルの間隔が違うコースが準備されていたので、自分で走りたいコースを選んで走ることができた。ミニハードルを使ったことがなかったのでとても楽しんで活動することができた。
- ・サッカーでは、グループに分かれてインサイドパスの練習をした。副籍校児童のパスの動きを見て、練習することができた。

紅白に分かれ、サッカーの試合をしたが、他の児童の動きが速く、なかなかボールを触れなかった。しかし、パスを求めて手を挙げたり、声を掛けたりしてゲームを楽しんでいた。

### 5. 事後指導の内容

特別支援学校

- ・困ったこと(自分の話が通じたか、分からないときには聞き直したり、書いてもらったりすることができたか等)や、楽しく活動できたことについて振り返った。

副籍校

- ・聴覚障害によって困っているときに、声を掛けたり手伝ったりできたかを振り返った。

### 6. 成果と課題

【成果】

- ・本児の苦手なことを知らせた上で交流活動を行ったので、副籍校児童は本児に対してゆっくりした話し方や前からの話しかけを行うことができた。そのため、スムーズな交流につながった。
- ・交流を続けることで、本児は副籍校児童に対して自己アピールができるようになった。そのため、サッカーの活動では積極的に副籍校児童に関わることができた。

【課題】

- ・話しかけられても恥ずかしさから答えることができない場面もあった。普段からコミュニケーションスキルを高める必要がある。
- ・副籍校教員の口形が見えづらいときに、自分の困りを相手に伝えることができなかった。今後は相手に伝えるにはどうしたらよいかを本児と共に考えたい。



サッカー紅白戦



## <事例⑥ 肢体不自由（小学部1年）授業場面（特別活動）間接交流（手紙交換）>

### 1. 年間での実施回数と交流活動の対象

回数:1回(12月～1月)

対象:全校児童と1回

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・コロナ禍での交流であることを踏まえ、間接的な交流を提案した。
- ・次年度での交流活動へスムーズにつなげることができるように、児童の自己紹介兼手紙の交換をということになった。
- ・同じ地域に住んでいる児童たちに、本校児童のことを知ってもらい、地域の中で児童同士の関わりができてほしいという保護者の願いを伝え、全校児童との交流希望を提案した。

### 3. 事前指導の内容

特別支援学校

- ・自己紹介カードを児童と一緒に読み、A小学校のみんなへ自己紹介することを確認した。

副籍校

- ・自己紹介カードを読み、返事を手紙で書くことを確認した。

### 4. 活動の具体例

特別支援学校

- ・児童の学校での様子や頑張っていることを、写真を交えて作った自己紹介カードを、副籍校の全校児童の目に触れる場所へ掲示する。

副籍校

- ・自己紹介カードを読み、返事の手紙を書く。

### 5. 事後指導の内容

特別支援学校・副籍校

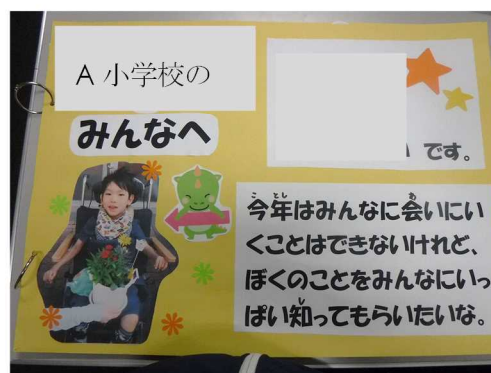
- ・自己紹介カードや手紙を児童と一緒に読み、次年度の交流活動へつなげる。

### 6. 成果と課題

- ・コロナ禍においても、相手校の児童を身近に感じることができた。
- ・自己紹介の冊子を作ることで、他学年の児童にも知ってもらう機会ができた。
- ・例年行っている直接交流であれば、同年代の子どもたちの動きや声が良い刺激となり、楽しそうな表情を見せる児童が多い。動きや声など、手紙だけでは伝えきれないこともあることが課題。

### 7. 副籍導入により期待される効果等

- ・副籍を導入することで、居住地域の学校と在籍校、家庭の3者の連携がより促されることが期待されると感じた。(保護者より:年度初めに副籍校から連絡があり、以後学校通信などの配布物を保護者が副籍校へ来校し受け取るというやり取りが続いている。)



カード・手紙の交換

## <事例⑦ 肢体不自由（小学部3年）授業場面（特別活動）オンラインを活用>

### 1. 年間での実施回数と交流活動の対象

回数:2回(8月、3月)

対象:3年生通常の学級と2回

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・今年度は、間接的な交流ということでタブレット端末を活用してオンライン会議システムでの交流を提案する。
- ・副籍校と教育支援ツールを作成することで打合せの文書等の共有がしやすかった。
- ・居住地校交流実施日の事前に、動作テストも兼ねてオンライン会議システムで副籍校と打合せを行った。

### 3. 事前指導の内容

#### 特別支援学校

- ・交流前日に、交流があることとその内容を副籍校児童から予告してもらった。
- ・2回目(3月)の実施では、副籍校がバリアフリーの学習を行うため、その時間の指導案を送ってもらい、副籍校の学習内容に合わせて交流の内容を考えた。

#### 副籍校

- ・交流前日に交流内容を特別支援学校児童に予告した。

### 4. 活動の具体例

1回目:児童がPCウォーカーに乗り、特別支援学校内のバリアフリーをオンラインで紹介した。相手校にはない設備が多く、驚いている児童の声が画面を通してよく聞こえていた。終わってからも「他にどんな設備があるの?」などの質問が児童から出た。

2回目:普段、児童が自立活動の時間に学習している内容を、学校の設備を使いながら紹介する予定。

### 5. 事後指導の内容

#### 特別支援学校・副籍校

- ・交流後、「好きな物は何?」「どんな給食を食べているの?」といった質問を担当を通じてまとめてメールで送信した。特別支援学校では、副籍校児童から来た質問について担任と一緒に考え、回答した。

### 6. 成果と課題

- ・オンライン交流の利点を生かして、学校のバリアフリーを紹介することができた。
- ・コロナ禍においても感染リスクを少なくして交流することができた。
- ・直接交流が可能になっても、オンライン交流との効果的な組合せ方が課題。

### 7. 副籍導入により期待される効果等

- ・副籍対象学年ではないが、相手校教員の居住地校交流に対する意識がより高まり、交流実施に向けての打ち合わせ等、スムーズに行えるようになってきた。



タブレット端末を活用



## <事例⑧ 肢体不自由（小学部4年）授業場面（学級活動・音楽）>

### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数:2回(6月、11月)

対象:小学4年生(通常学級、学年全体)

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・児童の様子や交流活動のねらい、保護者の要望等の共通理解。
- ・移動や身辺処理の際の配慮、医療的ケア実施場所の確認。

### 3. 事前指導の内容

特別支援学校

- ・交流の見通しを持たせ、期待感を膨らませるために、活動内容について確認。
- ・副籍校に対して、紹介カードを作成し、事前に送付。

副籍校

- ・本児の実態や昨年までの交流活動の内容について確認。

### 4. 活動の具体例

#### (1) 交流活動のねらい

特別支援学校

- ・現在から将来にかけて地域でともに生きていくために、お互いに理解し合う。
- ・副籍校での交流を通して、経験や活動の場を広げ、社会性を身に付ける。

副籍校

- ・両校の児童が一緒に楽しく活動する中で、お互いの存在を意識し関心を持つとともに、特別支援学校の友達との関わりを深め、楽しい、嬉しい気持ちを共有する。

#### (2) 活動の具体(内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等)

- ・通常学級との交流において、○×クイズ形式による本児の自己紹介や特別支援学校で実施した運動会種目の紹介をした。また、副籍校児童によるゲームでは車イスを押してもらいながら参加することができた。
- ・学年全体との交流においては、録音再生機器 VOCA を使用し、自分でボタンを押し

て自己紹介を行ったり、本児に関するクイズを○×形式で行ったりした。また、副籍校児童は運動会で行ったダンスや音楽会で演奏した曲を披露し、本児も一緒に足を動かして楽しむことができた。

### 5. 事後指導の内容

特別支援学校

- ・交流活動を振り返り、交流後のお礼の手紙や暑中見舞い、年賀状を作成して副籍校に送った。

副籍校

- ・交流を振り返り、「とても楽しかった」「○○さんがとても楽しそうな顔をしていて楽しかった」「来年もやりたい」などの感想を出し合い、温かな気持ちを共有し合った。



音楽交流

### 6. 成果と課題

【成果】

- ・1年生から交流を続けたことで、副籍校児童は本児のことをよく覚えており、進んで声を掛けたり、関わろうとしたりする様子が見られた。また、地域の場でも手を振られたり名前を呼ばれたりすることもあり、保護者や児童は大変うれしく思っている。
- ・居住地校交流を通して、副籍校児童自身の心が豊かになっている様子が見られる。障害のある児童と関わったり、障害について知ったりすることで、障害のある友だちを受け入れることができると考える。

【課題】

- ・直接交流に当たってはエレベーターの設置や空調機器等、施設面での課題が多い。

## <事例⑨ 知的障害（中学部1年）授業場面（学級活動・総合的な学習の時間）

オンラインを活用>

### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数:3回(7月、9月、12月)

対象:特別支援学級、特別支援学校

### 2. 副籍校との事前打合せ内容

- ・居住地校交流への保護者や本人の希望、生徒の障害特性や実態の共通理解。
- ・コロナ禍を踏まえた交流内容の検討。
- ・交流を実施するための条件整備(教材教具、時間帯、ネット環境など)の確認。
- ・個人情報の取扱いの確認。

### 3. 事前指導の内容

特別支援学校・副籍校

- ・交換した自己紹介カードを見ながら交流する友だちを確認。
- ・オンライン会議システムを使用する生徒の配置の確認。
- ・各校の出し物(司会進行、自己紹介、ハンドベル、ダンス、クイズ)の練習。

### 4. 活動の具体例

#### (1) 交流活動のねらい

特別支援学校

- ・交流をとおして小学校で得たつながりを深め、地域での生活基盤を豊かにする。
- ・同世代の生徒とコミュニケーションする楽しさを知る。

副籍校

- ・同じ校区にいる生徒との交流を行い、互いに協力する態度を形成する。

#### (2) 活動の具体(内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等)

- ・オンライン会議システムを使用し、生徒による司会進行で自己紹介や各校の出し物(ハンドベル演奏、ダンス、クイズ大会)を行う。
- ・画面に生徒同士の姿が映ると、互いに手を振って呼び掛け合う姿が見られた。
- ・交流の最後には自分から手を挙げて「友だ

ちに会えてうれしかった。」と積極的に画面に向かって伝える姿が見られた。

### 5. 事後指導の内容

特別支援学校

- ・交流時の写真を見て、交流を振り返るとともに、掲示物を作成する。
- ・交流時の写真や様子を書いたものを作成し、家庭に持ち帰って保護者にも交流のことを話す機会を持つ。

副籍校

- ・交流の活動を振り返り、感想を伝え合う。

### 6. 成果と課題

#### 【成果】

- ・コロナ禍で直接交流の実施が難しい場合でも、オンライン交流では密や移動を避けた交流が可能だった。
- ・画面越しだが、互いの様子や声など双方向でのやりとりができ、直接会いたい気持ちがより高まった。
- ・自己紹介カードの写真と画面に映る上半身の姿をマッチングさせることにより、相手の名前を覚えやすかった。

#### 【課題】

- ・オンラインの画面に映す内容や量、タイミングを工夫する必要があった。
- ・画面のどこに注目すればよいのかがわかりにくい時があった。



モニターを使用



## <事例⑩ 知的障害（中学部3年）授業場面（学級活動・総合的な学習の時間）>

### 1. 年間実施回数と交流活動の対象

回数：3回（7月、12月、3月）

対象：特別支援学級、中学3年生（通常の学級）

### 2. 副籍校との事前打合せの内容

- ・保護者や生徒自身の希望の確認
- ・居住地校交流の交流内容や反省・引継ぎ事項についての確認
- ・交流時の生徒の様子や得意なこと、障害特性、障害理解、地域での生活の共通理解
- ・実態を踏まえた交流のねらいや内容の検討
- ・交流を実施するための条件整備（教室環境、安全確保のための留意点）の確認

### 3. 事前指導の内容

#### 特別支援学校

- ・発表スライドの読み上げや終わりの挨拶の練習。
- ・交流内容のスケジュールや調理手順、ボウリングのルールの確認。

#### 副籍校

- ・初めの挨拶の練習、調理手順の確認。

### 4. 活動の具体例

#### (1) 交流活動のねらい

#### 特別支援学校

- ・小学校で共に過ごした居住地の生徒とのつながりを維持し、交流を通して将来に向けた地域とのつながりを深める。
- ・特別支援学校以外での学習の機会を持ち、興味関心を広げる。

#### 副籍校

- ・同じ校区にいる生徒の存在を知り、交流を通して地域でのつながりを深める。
  - ・相手に応じたコミュニケーションを考え、互いに協力して活動をする。
- (2) 活動の具体（内容、児童生徒の様子、児童生徒の感想等）

- ・特別支援学校のスライド紹介では、学校生徒の紹介を教員と一緒にいった。副籍校生徒も関心を持ってスライドを見る姿が見られた。また、副籍校生徒はクイズを通して、特別支援学校との違いに気づく生徒もいた。
- ・調理実習「変わったこ焼き作り」では、副籍校生徒が率先して調理器具の使い方や調理手順について本生徒に伝えながら調理を行った。互いに声を掛け合ったり、順番に焼いたりなどの役割分担が自然とできていた。

- ・休み時間は特別支援学級で過ごした。通常の学級に在籍する生徒も訪れ、再会を喜ぶ姿に本生徒もうれしそうな表情を浮かべていた。副籍校生徒はハイタッチをしたり、伸びた身長を比べたりして本生徒に関わっていた。本生徒の保護者に対しても、本生徒の近況を尋ねたり、自分の近況を伝えたりする姿が見られた。
- ・ボウリングでは、応援グッズで互いに応援しようとする姿が見られた。BGMに好きな曲を流し、楽しい雰囲気の中でゲームに参加することができていた。

### 5. 事後指導の内容

#### 特別支援学校

- ・居住地校交流の写真と交流内容を廊下に掲示し、感想を話す機会を持った。
- ・お礼のメッセージカードを作成し、保護者とともに副籍校に届けた。

#### 副籍校

- ・居住地校交流の振り返りを行い、絵や感想文を作成した。
- ・交流の写真が入った学級通信を作成し、特別支援学校に送った。

### 6. 成果と課題

#### 【成果】

- ・多くの副籍校生徒と休み時間に自然な形で再会することができた。
- ・事前打合せを丁寧に行うことにより、本生徒のこれまでの経験を活かした交流をすることができ、地域とのつながりを感じる時間となった。

#### 【成果】

- ・交流活動への関わりの少ない副籍校教員への理解を深めていくことが必要である。
- ・直接交流をより充実させる効果的な間接交流の進め方を工夫する必要がある。



調理実習

〈副籍の導入にかかる年間取組スケジュール例:教育事務所〉

	副籍導入前年度	副籍導入後
4月	○教育事務所事業説明会 ・市町組合教委向けに今年度の取組周知	○教育事務所事業説明会 ・市町組合教委向けに今年度の取組周知
5月	○第1回市町組合教委及び管内特別支援学校との協議 【主催:県教育事務所】 ・今年度の取組について協議	
6月		
7月		
8月		
9月	○県 A 特別支援学校校区打合会 【主催:県立 A 特別支援学校】 ・関係市町教委間での情報交換	
10月		
11月		
12月		
1月	○第2回市町組合教委及び管内特別支援学校との協議 【主催:県教育事務所】 ・各市町組合教委及び特別支援学校での進捗状況確認・情報交換 ・今年度の取組の成果と課題の整理	
2月		
3月		

〈副籍の導入にかかる年間取組スケジュール例:市町組合教育委員会〉

	副籍導入前年度	副籍導入後
4月	○校舎長会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍の周知・啓発	
5月	○第1回市町組合教委及び管内特別支援学校との協議 【主催:県教育事務所】 ・今年度の取組について協議	
6月	○第1回教育支援委員会 【主催:市町組合教育委員会】	○第1回教育支援委員会 【主催:市町組合教育委員会】
7月		
8月	○就学相談会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍の周知・啓発 ○進路相談会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍の周知・啓発	○就学相談会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍の周知・啓発 ○進路相談会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍の周知・啓発
9月	○県 A 特別支援学校校区打合会 【主催:県立 A 特別支援学校】 ・関係市町教委間での情報交換	
10月	○第2回教育支援委員会 【主催:市町組合教育委員会】	○第2回教育支援委員会 【主催:市町組合教育委員会】
11月		
12月		
1月	○第2回市町組合教委及び管内特別支援学校との協議 【主催:県教育事務所】 ・各市町組合教委及び特別支援学校での進捗状況確認・情報交換 ・今年度の取組の成果と課題の整理	
2月	○小中学校入学説明会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍校の保護者への周知・啓発	○小中学校入学説明会 【主催:市町組合教育委員会】 ・副籍校の保護者への周知・啓発
3月	○特別支援学校への入学決定通知送付・副籍校通知送付 ○保護者面談 【主催:市町組合教育委員会】 ・意向調査 ○特別支援連携協議会 【主催:市町組合教育委員会】 ・取組の振り返り	○特別支援学校への入学決定通知送付・副籍校通知送付 ○保護者面談 【主催:市町組合教育委員会】 ・意向調査
4月	○保護者への事業説明会 【主催:市町組合教育委員会】	



〈副籍の導入にかかる年間取組スケジュール例:特別支援学校〉

	副籍導入前年度	副籍導入後
4月	○県立教頭会で副籍の説明 【主催:県教育委員会】 ○副籍担当者会 【主催:県教育委員会】 ・副籍周知・啓発	○職員会議で副籍を周知 ○小・中学年会で副籍を活用した居住地校交流の手続きの周知 ○第1回交流及び共同学習委員会の開催 ○保護者向け居住地校交流アンケートの実施
5月	○教育相談会で副籍の周知 ○特別支援教育コーディネーター研修会 【主催:県教育委員会】 ・副籍周知・啓発	○副籍校との打合せ ◎教育相談会で副籍の周知
6月	○県 A 特別支援学校校区打合会 【主催:県立 A 特別支援学校】 ・関係市町教委間での情報交換	○居住地校交流開始 (~2月中旬まで)
7月		
8月		
9月	○学校体験会で副籍の周知	◎学校体験会で副籍の周知
10月		
11月		○学校祭で居住地校交流の取組をパネルで展示
12月	○副籍担当者会 【主催:県教育委員会】 ・副籍周知について情報交換	
1月		○居住地校交流のまとめアンケートの実施
2月	○入学説明会で副籍の周知	○副籍校との反省会 ◎入学説明会で副籍の周知
3月		○第2回交流及び共同学習委員会の開催

◎・・・次年度、入学予定の児童生徒への対応

## 9 参考様式

【参考様式①:入級等決定通知書(市町組合教育委員会→保護者)】

### 入級等決定通知書

名 前           ○○ ○○  
生年月日       平成○年○月○日

さきに申請のあった上記の者について、次のとおり決定したので、通知します。

学 校 名       ○○○立○○特別支援学校

内容(種別)     ○○障害特別支援学校

入 学 日       令和○年4月1日

副 籍 校       ○○学校

令和○年   ○月   ○日

○○市教育委員会   印

【参考様式②：市町組合教育委員会→特別支援学校(児童生徒名、副籍校名、意向等一覧)】

〇〇〇〇特別支援学校

令和〇年〇月〇日現在  
〇〇市教育委員会

居住地校交流の意向、児童生徒名等一覧

No.	児童生徒名		性別	生年月日	住所	療育手帳判定	身障手帳判定	在籍校	学部	学年	単一重複	障害種別	副籍校	交流希望	備考
	漢字	よみ													
例	兵庫 県太郎	ひょうご けんたろう	男	H24.12.24	神戸市中央区下山手通5-10	B2	1種1級	〇〇〇〇特別支援学校	小	2	重複	知的聴覚	△△小学校	有	2学期からの居住地校交流を希望。
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

※ 記入上の留意事項

- 療育手帳等を所持していない場合は、障害がある根拠(検査結果等)について、備考欄に記載してください。
- 単一重複欄には「単一」「重複」を記載し、障害種別欄にその内容(視覚・聴覚・知的・肢体・病弱)を記載してください。
- 居住地と副籍校(交流実施校)が異なる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- 人数に応じて、適宜枠を増減させてください。

【参考様式③：市町組合教育委員会→副籍校(児童生徒名、特別支援学校名、意向等一覧)】

△△小学校

令和〇年〇月〇日現在  
〇〇市教育委員会

居住地校交流の意向、児童生徒名等一覧

No.	児童生徒名		性別	生年月日	住所	療育手帳判定	身障手帳判定	在籍校	学部	学年	単一重複	障害種別	副籍校	交流希望	備考
	漢字	よみ													
例	兵庫 県太郎	ひょうご けんたろう	男	H24.12.24	神戸市中央区下山手通5-10	B2	1種1級	〇〇〇〇特別支援学校	小	2	重複	知的聴覚	△△小学校	有	2学期からの居住地校交流を希望。
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

※ 記入上の留意事項

- 1 療育手帳等を所持していない場合は、障害がある根拠(検査結果等)について、備考欄に記載してください。
- 2 単一重複欄には「単一」「重複」を記載し、障害種別欄にその内容(視覚・聴覚・知的・肢体・病弱)を記載してください。
- 3 居住地と副籍校(交流実施校)が異なる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- 4 人数に応じて、適宜枠を増減させてください。



【参考様式④：特別支援学校→市町組合教育委員会(居住地校交流希望者等一覧)】

〇〇市教育委員会

令和〇〇年〇月〇日現在  
〇〇〇〇特別支援学校

居住地校交流希望者名等一覧

No.	児童生徒名		性別	生年月日	住所	療育手帳判定	身障手帳判定	在籍校	学部	学年	単一重複	障害種別	副籍校	交流希望	備考
	漢字	よみ													
例	兵庫 県太郎	ひょうご けんたろう	男	H24.12.24	神戸市中央区下山手通5-10	B2	1種1級	〇〇〇〇特別支援学校	小	2	重複	知的聴覚	△△小学校	有	2学期からの居住地校交流を希望。
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

※ 記入上の留意事項

- 1 療育手帳等を所持していない場合は、障害がある根拠(検査結果等)について、備考欄に記載してください。
- 2 単一重複欄には「単一」「重複」を記載し、障害種別欄にその内容(視覚・聴覚・知的・肢体・病弱)を記載してください。
- 3 居住地と副籍校(交流実施校)が異なる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- 4 人数に応じて、適宜枠を増減させてください。

## 10 参考資料

### < 副次的な学籍の主な取組例 >

	東京都	埼玉県	横浜市
名称	副籍	支援籍	副学籍
定義	・都立特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍をもち、直接交流や間接交流を通じて、居住地とのつながりの維持・継続を図る制度。	・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。	・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組み。 ・直接交流のみを対象とする。
目的	・乳幼児期及び卒業後は地域サービスを受けるなど居住地とのつながりがあるが、学齢期でも地域とのつながりを維持・継続することが必要であり、そのための一方策。 ・両校在籍者の他、教員や保護者への障害理解や相互理解が深まる。	・障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。 ・障害のある子どもは、「社会で自立できる自信と力」を育む。特に特別支援学校に在籍する子どもは、地域との関係を深める。	・共に学び育つことができる体制づくりを進め仲間意識を育てる。 ・障害のある子どもは、社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深める。 ・障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。
対象	・原則として都立特別支援学校小・中学部在籍者の希望する全員。	・特別支援学校在籍者に限らず、小・中学校在籍者で障害により特別な支援を要する者も可能。	・市立特別支援学校小・中学部在籍者のうち、居住地の小・中学校における交流教育の実施を保護者が希望する者。



体育の様子

(特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理  
参考資料より一部抜粋 H22.12.24)

### 令和3年度副籍の導入にかかる調査研究

モデル地域	姫路市
モデル校	兵庫県立姫路特別支援学校
	兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
	姫路市立書写養護学校
行政関係	姫路市教育委員会育成支援課
	兵庫県教育委員会播磨西教育事務所
事務局	兵庫県教育委員会特別支援教育課